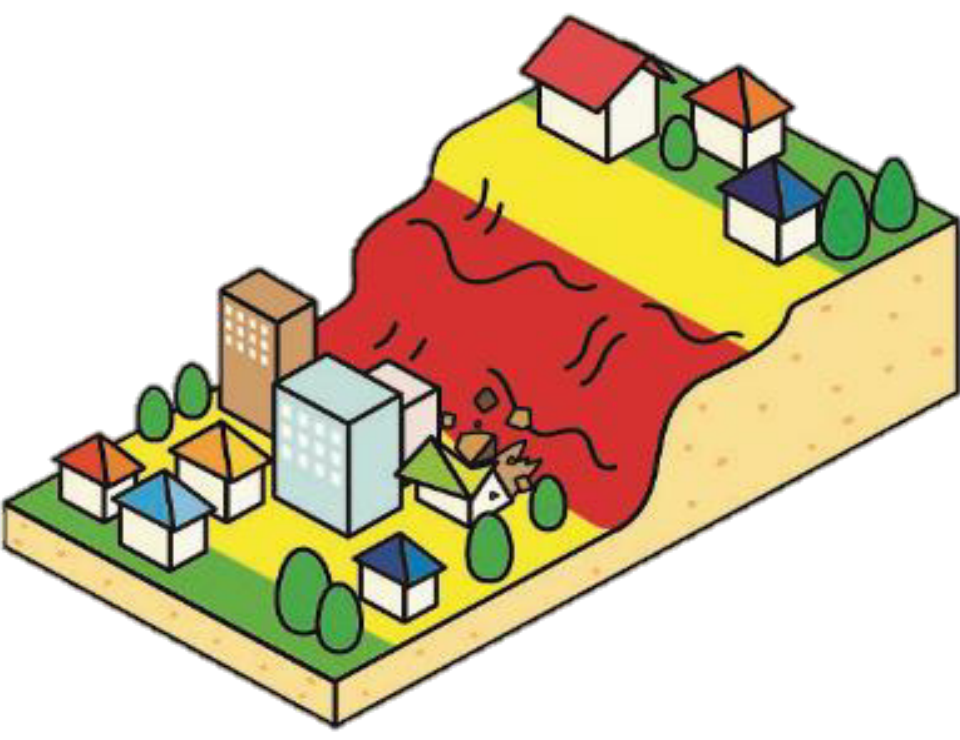


急傾斜地崩壊対策事業

急傾斜地崩壊対策事業とは

1. 急傾斜地崩壊防止工事とは

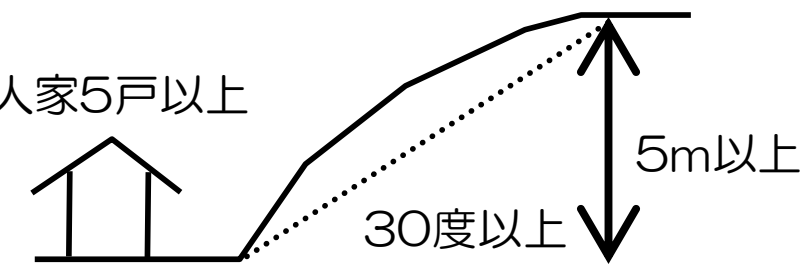
がけ地に近接した区域において、住民の生命を土砂災害から守るため、実施する工事です。本来は、がけ地の土地所有者などが個々の責任において工事を行うべきものですが、土地所有者などが工事を行うことが困難又は不適当な場合に、県が代わりに工事を行います。



2. 「急傾斜地崩壊危険区域」と「土砂災害警戒区域」の指定

急傾斜地崩壊防止工事を実施するためには、まず急傾斜地崩壊危険区域の指定が必要です。

- 【指定の要件】（以下のいずれも満たす必要があります）
- ①がけ地の傾斜度が30度以上
 - ②斜面の高さが5m以上
 - ③斜面の崩壊により危害の恐れのある人家が5戸以上



なお、指定されると区域内の土地の掘削、盛土、水を停滞させる行為などは、県知事の許可が必要になります。

また、工事を行う箇所では警戒避難体制（土砂災害の危険性・避難場所・避難経路の周知、避難情報の伝達など）を整備する必要があることから、「土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊）」が指定されていないときは、新たに指定します。

※「急傾斜地崩壊危険区域」「土砂災害警戒区域」では、宅地建物取引業者は宅地建物の売買等にあたり区域内である旨について重要事項説明を行うことが義務づけられています。

3. 急傾斜地崩壊防止工事を行うことができないがけ地

- ・切土、盛土、構造物の設置等人の手が加わっている斜面（人工斜面）
- ・次の指定の区域（砂防指定地、地すべり防止区域、保安林等）

4. 急傾斜地崩壊防止工事の特徴

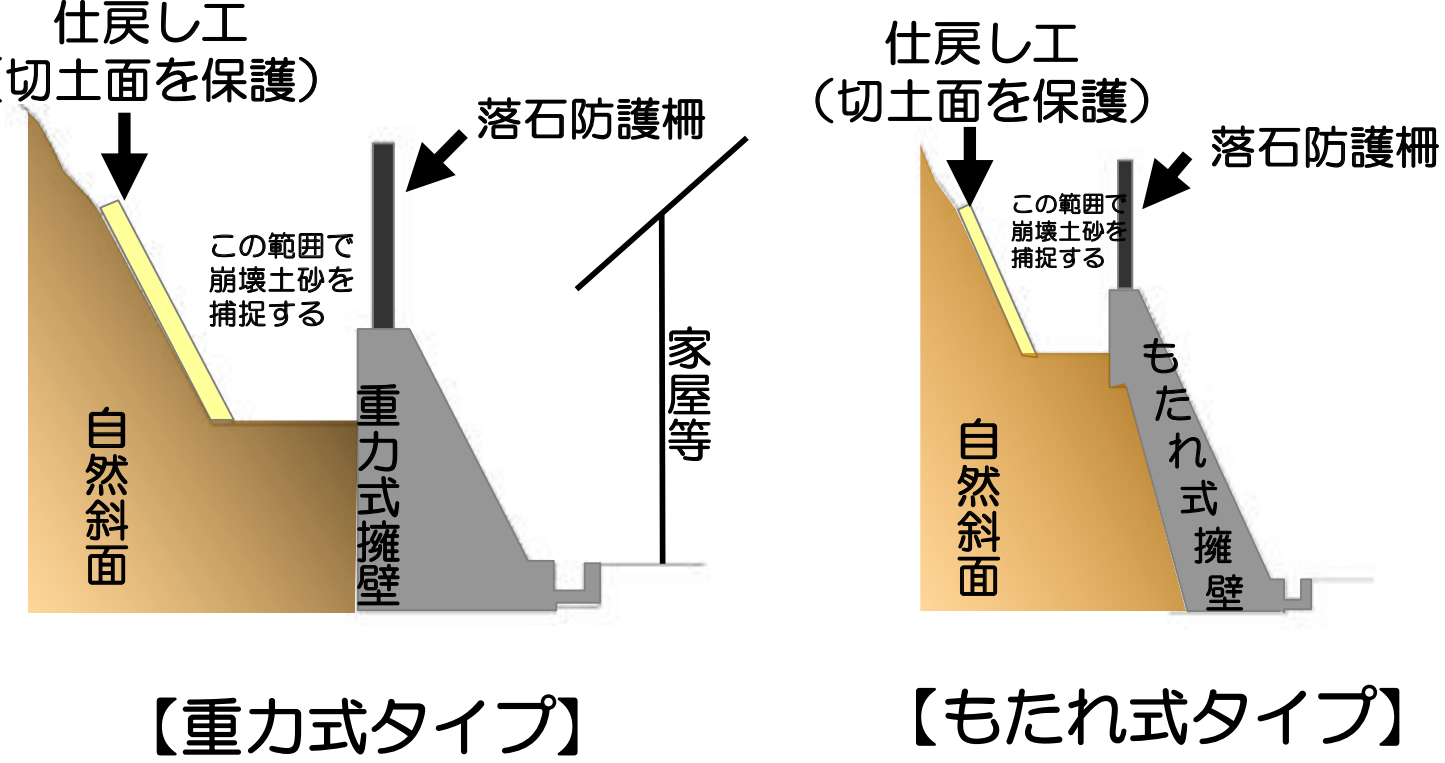
急傾斜地崩壊防止工事は、土地所有者等に代わって県が行います。したがって、一般の公共事業とは異なり、工事に係る用地は、県と使用貸借契約を締結して、県が無償で使用することとなります。（用地買収は行いません）

また、県が設置し所有する施設は、修繕等の管理は県が行いますが、草刈りや立木等の伐採、施設の排水路の清掃などの日常の管理は、工事前と同様に土地所有者や近隣の方々に行っていただきます。

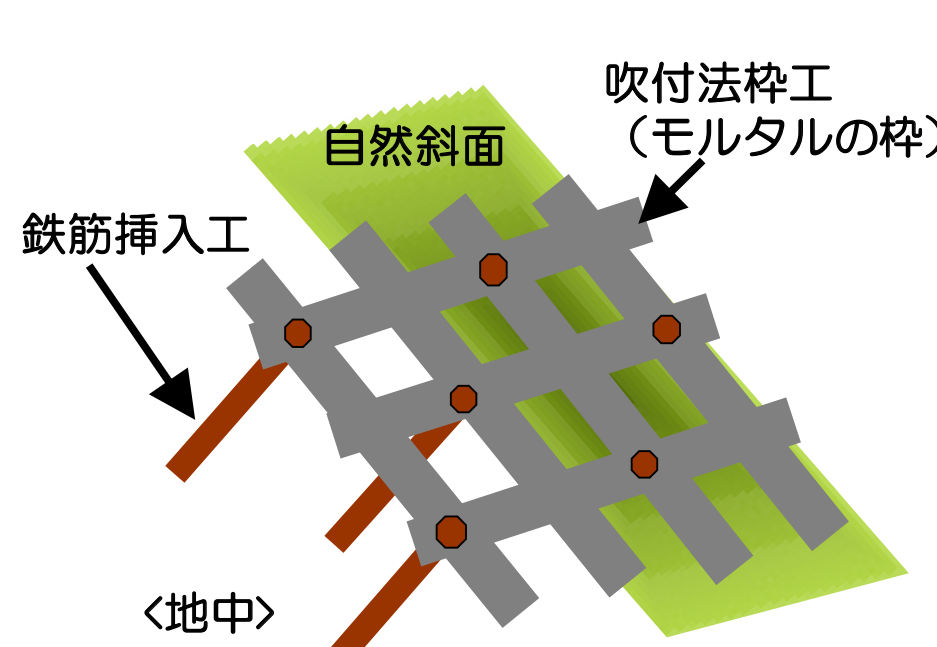
工事着手にあたり、急傾斜地崩壊危険区域の指定の同意、急傾斜地崩壊防止工事の着手の同意、土地の使用貸借契約の締結が必要になります。

■ 代表的な対策方法

①斜面の下で土砂を受け止め家屋等を守る方法（待ち受け擁壁工）



②地山を押さえ侵食や崩壊の発生を防ぐ方法（法面工）



■ 施工事例



■ 効果事例



神戸市の急傾斜地崩壊対策事業 震災後の整備状況

